

令和8年5月

1 目的

廿日市市（以下「本市」という。）では、廿日市市公共施設マネジメント基本方針に基づき、保有する公共施設（建物施設・インフラ施設）の効率的・効果的な管理運営を推進している。

この要領は、事業者のノウハウを最大限活用し、近年の豪雨災害による浸水リスクの低減を図ることを目的に、老朽化する雨水ポンプ場及び雨水管渠施設等の維持管理の最適化、緊急時の対応体制の向上、職員の業務量の低減に資するため、廿日市市雨水ポンプ場及び雨水管渠施設の施設・設備等の運転管理、保守点検、法定検査及び修繕等を包括的に委託するに当たり、企画提案書の公募によるプロポーザルを実施するために必要な事項を定める。

2 プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

廿日市市雨水ポンプ場等包括管理業務

(2) 業務委託の内容

ア 雨水ポンプ場の維持管理業務（設備等の運転管理、保守点検及び修繕等）

イ 雨水管渠施設等の維持管理業務（点検清掃、保守点検及び修繕等）

(3) 履行場所

廿日市市 地内

(4) 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

（地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為を設定）

(5) 提案上限額 627,400,000 円

上記の提案上限額は、消費税及び地方消費税額相当額を除く。

3 参加条件

(1) 参加者の要件

ア 参加者は、「9 企画提案書等の提出」に示す提出書類により、本募集要項及び要求水準書（別紙）の内容を十分に遂行できると認められる者であること。

イ 参加者は、本市との協議・調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。

ウ 参加者は、本業務の遂行に必要な資格を有する者で構成、又は関連会社・協力会社等を含めて必要な資格等を網羅し、一連の業務を確実に遂行できる者であること。

エ 参加者は、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入していること。

オ 次のいずれかの業務実績を有していること。

(ア) 合流式下水道終末処理場又は雨水ポンプ場の維持管理業務委託を国内で受託した実績を有していること。

(イ) 雨水ポンプ場の運転管理業務及び保守点検業務委託を国内で受託した実績を有していること。

(2) 参加者の制限

次の条件を全て満たす者とする。なお、複数事業者が連携する場合は、グループとして次の条件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされていないこと。

エ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

オ 事業及びその代表者が直近1年間の所得税、法人税、市町村民税を滞納していないこと。

カ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準じる者でないこと。

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

ケ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。

(3) 参加者の配慮事項

参加者の代表企業又は構成員及び再委託先には可能な限り、地元事業者（広島県内に本店、支店を有する者）を活用すること。

4 参加及び各手続きの窓口

廿日市市建設部下水道建設課 維持管理係

所在地 〒738-0033 広島県廿日市市串戸五丁目10番15号

電話 (0829) 32-5482

FAX (0829) 31-2575

電子メール gesuikensetsu@city.hatsukaichi.lg.jp

5 プロポーザルによる選定スケジュール

全体のスケジュールは次のとおり。各項目の詳細は、本募集要項の6以降を参照。

	項目	期間または期限等
1	募集要項の公表	令和8年5月25日(月)
2	質問書の提出	令和8年5月25日(月)～6月5日(金)
3	質問書に対する回答	回答内容を作成した段階で順次行う。
4	参加申込書兼誓約書の提出	令和8年6月15日(月)～6月23日(火)
5	企画提案書等の提出	令和8年9月17日(木)～9月30日(水)
6	プレゼンテーションの実施通知	別途調整(令和8年10月)
7	プレゼンテーション	別途調整(令和8年10月下旬～11月中旬)
8	審査結果通知・公表	プレゼンテーション実施後10日以内
9	詳細協議	令和8年12月
10	契約	令和9年1月
11	業務期間	令和9年4月1日～令和14年3月31日

6 募集要項の配付

(1) 配付開始年月日

令和8年5月25日(月)

(2) 配付方法

本市ホームページに掲載し、ダウンロードできることとする。

<http://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp>

7 募集要項等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出期間

令和8年5月25日(月)～6月5日(金)※ 午後3時まで

(2) 提出方法

質問書(様式4)を「4 参加及び各手続きの窓口」まで電子メール又は郵送で提出すること。

(3) 質問に対する回答

回答は、順次、本市ホームページに掲載する。

(4) その他

質問の内容に参加者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

口頭や電話・FAXでの質問は受け付けない。

質問及び質問に対する回答は、本要項の追補とみなす。

8 参加申込書兼誓約書等の提出

プロポーザル参加者は、参加申込書兼誓約書等の提出書類を持参又は郵送の方法で提出すること。郵送の場合は、事前に提出先に連絡したうえで、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により送付すること。

- (1) 提出期間
令和8年6月15日(月)～6月23日(火) ※ 午後3時必着
- (2) 提出先
4の参加及び各手続きの窓口
- (3) 提出書類
次のものを各1部提出すること。

書類名	作成要領等
参加申込書兼誓約書(様式1)	複数の事業者が連携する場合は、参加希望の主たる事業者が提出するものとし、合わせて連携事業者(従たる事業者)についても必要事項を記載すること。
業務実績調書(様式2)	任意A4 3(1)オに係る業務の実績を記載すること。
委任状(様式3)	代理人を置く場合に限る。
財務書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表)	任意A4 決算書については3期分提出のこと。
企業概要	
滞納のない旨の証明書(法人税と消費税及び地方消費税・市町村税納税証明書)	

- (4) 参加資格の取り消し
提出された書類に虚偽の記載が判明した場合又は「3 参加条件」に満たない場合は、参加資格を取り消す。
- (5) 追加資料の提出
本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を認めることがある。

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限
令和8年9月17日(木)～9月30日(水) ※ 午後3時必着
- (2) 提出方法
企画提案書(様式5)、提案見積書(様式6)及び関係書類は、土日祝日以外の午前9時から午後5時まで(提出期限最終日は午後3時まで)に持参すること。
- (3) 提出先
4の参加及び各手続きの窓口
- (4) 提出書類

書類名	作成要領等
企画提案書(様式5)	正本1部、副本7部 ※A4縦、両面印刷とし、30ページ以内で簡潔にまとめること (様式5、様式5-1は除く)。

提案見積書（様式6）	正本1部 見積内訳書とともに提出すること。
見積内訳書	正本1部（任意A4） 提案見積金額について、区分、単価、数量等が分かるように記載すること。
情報非公開希望申立書（様式7）	※ 提出書類は廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、対象文書として原則公開しますが、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と公開により正当な利益を害すると認められるに足りる具体的な理由を明示すること（ただし、本市で検討の結果、公開となる場合がある。）。なお、非公開を希望する部分がない場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

なお、企画提案書の副本は提案者の名称を伏せて作成すること。

(5) 提案の取り下げ等

ア 企画提案書の再提出

企画提案書の再提出は、上記(1)の期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

イ 提案を取り下げる場合

提案を取り下げる場合は、参加辞退届（様式8）を提出すること。また、企画提案書提出期限後から契約締結までの間に「3 参加条件」を満たさなくなった場合にも、参加辞退届を提出しなければならない。

なお、提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(6) 企画提案書の取扱い

ア 提出書類は、再提出があった場合を除き、参加辞退届が提出された場合にあっても返却しない。

イ 提出書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の目的で使用しない。

ウ 提出書類は、原則として第三者へ公開しないものとするが、廿日市市情報公開条例の対象行政文書となるため、本業務の審査終了以後に情報公開請求によって、公開される可能性がある。

10 プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションを次のとおり実施する。なお、プレゼンテーションに参加しない者は、辞退したものとみなす。

(1) 実施日時等

実施日時及び実施会場等は、参加者ごとに通知する。

(2) 出席者

1者5名以内とする。出席者は業務責任者を予定する者を含み、本業務に直接関わる者に限定する。

(3) 実施方法

企画提案書に基づき、1者30分以内（説明20分程度、質疑応答10分程度）で説明を行う。説明は、業務責任者を予定する者を中心に行うこと。

(4) その他

必要な機材等がある場合は、原則参加者で用意、設置すること（ただし、プロジェクター及びスクリーンが必要であれば、本市で用意するので申し出ること。）。

また、説明資料は既に提出した書類のみとし、追加資料の配付等は認めない。

11 提案の審査及び契約候補者の決定

(1) 審査の方法

審査は、「廿日市市雨水ポンプ場等包括管理業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により、評価項目に基づいて企画提案書の内容を審査し、提案者ごとの総合評価点を算出する。

(2) 審査項目及び評価基準

評価項目	評価の視点	配点
1 基本方針	本業務における基本的な考え方	5
2 業務遂行計画	実施に向けたスケジュール、業務遂行計画等の整備、基本方針に基づく維持管理計画	5
3 業務遂行内容	適切かつ効率的な業務遂行の取組み	5
	雨水ポンプ場施設の最適な運転管理	15
	雨水管渠施設の最適な管理	5
	雨水ポンプ場及び雨水管渠施設等の老朽化する施設に対しての効果的な保守点検及び修繕	20
	故障発生時の対応	15
	施設保守管理の質の向上	15
	市との連絡調整	5
4 業務体制・人員配置	業務体制、人員配置	10
5 災害時の対応	緊急対応体制及び緊急時の対応、災害時の対応	10
6 その他	地元経済対策	10
7 見積額	見積額、積算内訳	80
合 計		200

(3) 契約候補者の決定方法

総合評価点が最も高い者を契約候補者とする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知する。また、審査結果の公表に当たっては、契約候補者及び次順位の提案者名を公表する。

(5) その他

ア 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。その場合、企画提案書を提出した者の評価項目1～6の合計点が75点以上の場合、当該提案を有効として契約候補者とする。

イ 企画提案書を審査した結果、契約候補者となるべき評価点の者が2者以上ある場合は、次の方法により契約候補者を決定する。

(ア) 評価項目のうち「3 業務遂行内容」「4 業務体制・人員配置」「5 災害時の対応」の評価点合計が高いもので契約候補者を決定する。

(イ) 上記(ア)でも同点となったときは、選定委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定する。票数が同数の場合は、委員長の判断により決定する。

ウ 審査の経過に対する問い合わせには応じない。

12 契約

(1) 契約の締結

契約候補者と提出された企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、予算の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、協議が整わない場合にあつては、次順位の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約条項等

別に定める業務委託契約書のほか、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）及び廿日市市会計規則（昭和62年規則第13号）の定めるところによる。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

13 公正なプロポーザルの確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、契約候補者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

14 関係法令の遵守

参加者は、刑法（明治40年法律第45号）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、このプロポーザルにおける業者選定手続の公正、公平を害する行為を行わないこと。

15 提案者の失格

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加条件」に掲げる参加資格を満たしていない者
- (2) 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (4) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった者
- (5) その他このプロポーザルの条件に違反した者

16 著作権等

- (1) 著作権

企画提案書の著作権は、提案書を提出した参加者に帰属する。

- (2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 契約候補者の決定後、契約締結までの間に、契約候補者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) このプロポーザルにおいて使用する言語は、日本語、通貨単位は円とする。
- (4) プロポーザルに関し、提出された参加申込書兼誓約書及び企画提案書等は、契約候補者の選定以外の目的で使用しない。
- (5) このプロポーザルにおいて市が提供する資料は、このプロポーザルの目的以外で使用するとはできない。
- (6) 契約締結後においても、受注者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、契約を解除することができる。